

社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会
評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会の定款第 10 条及び第 12 条第 3 号の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表 1 により費用を弁償する。

2 評議員が、用務のために旅行したときは、社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会職員の旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(支給方法)

第 3 条 費用弁償及び旅費の支給方法については、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第 4 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表 1 費用弁償の額

日額 1, 500 円

附 則

1 この規程は、平成 29 年 6 月 23 日（定時評議員会の議決日）から施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。